

第320号

令和8年(2026年)4月1日

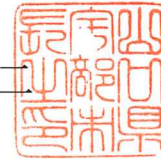
一般廃棄物処理業許可証

住所 宇部市大字上宇部2842番地30
事業場所在地 同上

氏名又は名称 株式会社アースクリエイティブ
代表取締役 栗原 和実

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項又は第6項の規定により許可を受けた者であることを証する。

宇部市長 篠崎 圭



許可の区分	処分
事業の範囲	1 事業系一般廃棄物
事業区域	宇部市全域
許可の有効期限	令和8年4月1日から 令和10年3月31日まで
積替（保管）場所	1 宇部市大字山中字甲石700番17 (面積 7.29 m ²)
許可条件	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに市条例及び要綱、その他関係法令を遵守すること。 2 その他市長の指示に従うこと。
特記事項	一般廃棄物処理施設として、(可燃ごみ(動植物性残渣、汚泥、廃油等)、資源ごみ(動植物性残渣、汚泥、廃油等))を処理する能力を有する。